

令和8年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）

このたび、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について、給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急応急採用での対応を図っております。また、学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方への JASSO 災害支援金の申請を受け付けています。

ついては、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、窓口にご相談ください。

1. 災害救助法適用地域

【千葉県】15市8町1村（法適用日：令和8年9月20日）

【東京都】大島町（法適用日：令和8年9月21日）

【神奈川県】三浦市（法適用日：令和8年9月20日）
横須賀市（法適用日：令和8年9月21日）

○留意事項

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第25号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されています。

令和8年8月13日からの大雨に伴う法適用市町村

【千葉県】21市4町（法適用日：令和8年8月13日）

※適用地域の詳細については、機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生

3. 給付奨学金 家計急変採用について

（1）家計急変の事由

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

（2）提出書類

罹災（被災）証明書及び大学の指示する書類

4. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用について

（1）貸与始期及び貸与終期

【貸与始期】2026年9月以降で申込者が希望する月 【貸与終期】修業年限の終了月

（2）提出書類

罹災（被災）証明書及び大学の指示する書類

5. JASSO 災害支援金について

- (1) 対 象 者 本災害により学生又は生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者。また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた者。
- (2) 申請方法 本学を通じて申し込みます。
- (3) 支 給 額 10万円（返還不要）
- (4) 詳 細 詳細は JASSO のホームページでご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

学生支援課経済支援係（083－933－5165）